

# 次世代施設園芸団地基盤整備事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、次世代施設園芸団地基盤整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## (補助の目的)

第2条 県は、大規模園芸団地の展開や、意欲のある農業者の大規模化・高機能化を実現するために必要となる農地の確保に向けて、園芸団地の整備を実施することを目的とし、事業実施主体となる市町村（以下「補助事業者」という。）に対して、園芸団地の整備に必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

## (補助事業の範囲、補助率等)

第3条 補助事業の採択基準、補助対象事業、補助対象経費及び補助率は別表第1に定めるとおりとする。

## (補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に、別紙1及び別紙2を添えて知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を合計した金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

3 第1項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が毎年度別に定める。

4 補助事業者は、工程等の都合により補助金の交付の決定前に工事に着手しようとする場合は、事前に別記第2号様式による指令前着手届を第1項の補助金交付申請書とともに知事に提出しなければならない。

## (補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

## (補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の交付の決定の変更の申請)

第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する変更を行おうとする場合は、別記第3号様式による補助金変更承認申請書に、別紙1及び別紙2を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の中止又は廃止

(2) 補助金額の増額及び20パーセントを超える減額

2 知事は、前項の補助金変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を変更交付することが適当であると認めるときは、変更交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の実施設計及び変更設計の審査)

第8条 補助事業者は、補助事業の実施設計及び変更設計について、当該設計書に別記第4号様式による実施設計審査表を添えて知事に提出し、審査を受けなければならない。

(事業遂行状況の報告)

第9条 補助事業者は、規則第10条第1項の規定による状況報告は、別記第5号様式によるものとし、補助金の交付の決定に係る年度の各四半期(第4・四半期を除く)末日現在において、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、別記第6号様式による実績報告書に別紙1及び別紙4から別紙10までを添えて知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌会計年度の4月15日までに提出するものとする。

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額を別記第7号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(年度終了実績報告)

第11条 規則第11条第1項後段の規定による会計年度終了時における実績の報告は、別記第8号様式によるものとし、当該会計年度の翌年度の4月15日までに別紙11を添えて知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第12条 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、別記第9号様式による概算払請求書に別紙12を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、概算払の実施基準は、次に定めるとおりと

する。

- (1) 概算払は、補助事業の補助金決定額に当該事業の進捗率を乗じた額の範囲内（補助金交付決定額の90パーセントを限度とする。）において行うことができること。
- (2) 補助事業の着手時における概算払は、当該補助事業に要する経費のうち補助金の交付の付決定額に40パーセントを乗じた範囲内とすること。この場合において、この後に追加して概算払を受けようとする場合は、補助事業者の負担額から既に概算払を受けた額を差し引いた額の範囲内で支払うものとする。
- (3) 年度末の概算払について知事が必要があると認める場合は、第1号の規定にかかわらず、年度内の遂行状況予定額を概算払することができること。この場合は、別記第10号様式による遂行状況報告書及び概算払請求書に別紙13を添えて知事に提出しなければならない。
- (4) 支払を受けようとする日の属する月の前月の15日までに別記第11号様式による概算請求予定表を提出しなければならないこと。
- (5) 概算払の額の算定方法については、知事が別に定めること。
- (6) 請求金額は、1,000円未満を切り捨てた金額とすること。
- (7) 請求に当たっては、的確に出来高を把握し、所要額を請求しなければならないこと。
- (8) 請求書の提出部数は、2部とすること。

（繰越しの承認申請）

第13条 補助事業者は、補助金の交付の決定のあった年度内に事業を完了しなければならない。ただし、繰越しの承認を受けた場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定による繰越しの承認を申請するときは、別記第12号様式による補助金繰越承認申請書に別紙14及び別紙15を添えて知事に提出しなければならない。

（補助の条件）

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業に関する書類を当該補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

3 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の実施状況、補助金の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。

4 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

5 市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）以外の補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

6 市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）以外の補助事業者は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記第13号様式による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(書類の経由)

第 15 条 補助事業者は、知事に提出する書類は、全て所管の農業振興センター所長を経由して提出しなければならない。

(グリーン購入)

第 16 条 補助事業者は、補助金に係る事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 17 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 25 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 33 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条、第 10 条第 3 項、第 14 条第 2 項及び第 3 項並びに第 17 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

補助金の名称	次世代施設園芸団地基盤整備事業費補助金
採択基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 園芸団地を整備するための基本計画が定められており、その計画に基づき市町村が実施するものであること。</li> <li>2 整備後の用地面積がおおむね1ヘクタール以上であること。</li> <li>3 おおむね50アール以上の次世代型ハウスを整備することが確実であること。</li> <li>4 総事業費が200万円以上であること。</li> </ol>
補助対象事業	園芸団地を整備するための基本計画に基づく農業基盤の整備に要する経費。
補助対象経費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事費</li> <li>2 測量設計費</li> <li>3 用地費及び補償費</li> <li>4 換地費（委託料等）</li> </ol>
補助率	2分の1以内

別表第2（第5条、第6条、第14条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記  
第1号様式(第4条関係)

平成 第 年 月 日

高知県知事 尾崎 正直 様

補助事業者

住所

氏名

印

平成 年度 次世代施設園芸団地基盤整備事業費補助金交付申請書

平成 年度において下記のとおり事業を実施したいので、次世代施設園芸団地基盤整備事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 経費の配分及び事業計画の概要 別紙のとおり
- 2 事業の完了予定年月日 平成 年 月 日
- 3 収支予算書 別紙のとおり
- 4 補助金の算出基礎

地区名	区分	補助率	補助事業費	補助金額
	工事費	%	円	円
	工事費			
合 計				

(注) 1 工事費の補助率が2種類あるときは、工事費を補助率ごとに分け、最後に合計額を記入してください。

## 経費の配分及び事業計画の概要

事業名	次世代施設園芸団地基盤整備事業費	地区名 (事業主体)		施工年度											
費目	工種	総量		前年度まで		本年度							翌年度以降		備考
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源			事業量	事業費	
								円		円	円	円			円
工事費			円				円	円		円	円	円		円	受益面積 ha
															工期
測量設計費															予定管理者
用地買収及び補償費															
換地費															
計															

- (注)
- 1 地区名の下に括弧書きで、事業主体名を記入してください。
  - 2 「工種」欄には、純工事費の工種の用(排)水路、ゲート、頭首工、揚(排)水機場、区画整理、農作業道等を記入してください。
  - 3 「事業量」欄及び「事業費」欄には、該当する事業量及び事業費を記入してください。
  - 4 「国庫補助金以外の財源」欄には、実質の負担区分に基づき記入してください。
  - 5 二つ以上の補助率を適用する場合には、「備考」欄にそれぞれの補助率の対象となる事業費を記入してください。
  - 6 「備考」欄には、当該地区の受益面積、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月並びに事業の完了後の施設の予定管理者を記入してください。



別紙2

# 収 支 予 算 書

収入の部

区 分	予 算 額 円	備 考
計		

支出の部

区 分	予 算 額 円	備 考
合 計		

予算議決(又は予算議決予定) 平成 年 月 日

高知県知事 尾崎 正直 様

補助事業者

住所

氏名

印

平成 年度次世代施設園芸団地基盤整備事業費補助金指令前着手届

平成 年度において実施する下記事業について、別記条件を了承の上、補助金の交付の決定前に着手したいので、次世代施設園芸団地基盤整備事業費補助金交付要綱第4条第4項の規定により届け出ます。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費 円
- 3 着手予定年月日 平成 年 月 日
- 4 しゅん工予定年月日 平成 年 月 日
- 5 交付の決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 補助金の交付の決定以前の補助事業については、補助対象とならない場合においても、異議がないこと。
- 2 補助金の交付の決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 補助金の交付の決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 4 当該事業については、着手から補助金の交付の決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

平成 第 年 月 日

高知県知事 尾崎 正直 様

補助事業者

住所

氏名

印

平成 年度 次世代施設園芸団地基盤整備事業費補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました次世代施設園芸団地基盤整備事業費補助金について、下記のとおり事業計画の変更(補助金 円)をしたいので、次世代施設園芸団地基盤整備事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

- 1 経費の配分及び事業計画の概要 別紙のとおり
- 2 事業の完了予定年月日 平成 年 月 日
- 3 収支予算書 別紙のとおり
- 4 補助金の算出基礎

地区名	区分	補助率	補助事業費	補助金額
	工事費	%	円	円
	工事費			
合 計				

(注) 1 工事費の補助率が2種類あるときは、工事費を補助率ごとに分け、最後に合計額を記入してください。

第4号様式(第8条関係)

実施設計審査表							
年度		事業名	次世代施設園芸団地基盤整備事業	事業量		事業費	
地区名				工種			
高知県 農業振興センター				事業主体名			
職名	審査年月日		印	職名	審査年月日		印
所長				課長			
技術次長				係長			
基盤整備課長				係長			
チーフ				係			
係				検算			
農業振興センター指示事項				事業主体回答事項			
<p>工事施工については、上記指示内容を十分検討の上実施してください。</p>							

平成 年度 次世代施設園芸団地基盤整備事業遂行状況報告書

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

印

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金交付決定の通知があった標記事業の遂行状況  
について次世代施設園芸団地基盤整備事業費補助金交付要綱第9条の規定により、報告します。

記

- |          |           |
|----------|-----------|
| 1 事業遂行状況 | (別紙3のとおり) |
| 2 事業着手   | 平成 年 月 日  |
| 3 事業完了予定 | 平成 年 月 日  |

事業等遂行状況

1 収支の状況

(1) 収入の部

区分	予算額	収入済額	収入未済額	備考
	円	円	円	
県補助金				
市町村費				
その他				
計				

(2) 支出の部

区分	予算額	支出済額	支出未済額	備考
	円	円	円	
工事費				
計				

2 事業別状況

地区名	費目	実施計画		出来高		進捗率 (B)/(A) %	備考
		事業費(A) 円	補助金 円	事業費(B) 円	補助金 円		
	工事費						事業着手年月日 事業完了予定年月日
	計						

- (注) 1 「備考」欄は、事業着手年月日及び事業完了予定年月日を記入すること。  
 2 「事業費(B)」欄は、工事の出来高を金額に換算した額を記入すること。  
 3 「進捗率」欄は、(B)/(A)で算出された数字の少数第2位を切捨てし、少数第1位で表記すること。

高知県知事 尾崎 正直 様

補助事業者

住所

氏名

印

平成 年度 次世代施設園芸団地基盤整備事業費 実績報告書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました次世代施設園芸団地基盤整備事業費補助金について、下記のとおり実施したので、次世代施設園芸団地基盤整備事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 補助事業の成果 別紙のとおり
- 2 事業の完了年月日 平成 年 月 日
- 3 収支精算書 別紙のとおり
- 4 補助金の算出基礎

地区名	区分	補助率	補助事業費	補助金額
	工事費	%	円	円
	工事費			
合 計				

(注) 1 工事費の補助率が2種類あるときは、工事費を補助率ごとに分け、最後に合計額を記入してください。

## 収 支 精 算 書

## 収入の部

区 分	実 績 円	予 算 額 円	差引き増△減額 円	備 考
県 補 助 金				
市 町 村 費				
そ の 他				
計				

## 支出の部

区 分	実 績 円	予 算 額 円	差引き増△減額 円	備 考
工事費				
純工事費等				
合 計				







## 用地買収費及び補償費調書

区 分	地目及び補償物件(又は権利)	数 量	取得金額 円	備 考

(注) 用地買収費及び補償費ごとに金額の合計を記入してください。

# 直 営 調 書

地区

区 分	材 料 費	労 務 費	需 用 費	そ の 他	計	備 考

残 材 料 調 書

地 区 名	名 称	形状寸法	数 量	单 価 円	取得金額 円	検収又は取得年月 日	備 考

### 購入機械器具検収調書

地区名	名称	数量	単価 円	金額 円	備考

第 号  
平成 年 月 日

高知県知事 尾崎 正直 様

補助事業者名

住所

氏名

印

平成 年度 次世代施設園芸団地基盤整備事業費補助金消費税仕入控除税額等報告書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました次世代施設園芸団地基盤整備事業費補助金について、次世代施設園芸団地基盤整備事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	補助金の額の確定額	金	円
2	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注)1 地区別の内訳資料その他参考となる資料を添付してください。

第8号様式(第11条関係)

平成 第 年 月 日

高知県知事 尾崎 正直 様

補助事業者

住所

氏名

印

平成 年度 次世代施設園芸団地基盤整備事業費年度終了実績報告書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました次世代施設園芸団  
地基盤整備事業費補助金年度終了実績を次世代施設園芸団地基盤整備事業費補助金交付要綱  
第11条の規定により、報告します。

記

補助事業の成果

別紙のとおり





平成 第 年 月 日

高知県知事 尾崎 正直 様

補助事業者

住所

氏名

印

平成 年度 次世代施設園芸団地基盤整備事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました次世代施設園芸団地基盤整備事業費補助金について概算交付されるよう次世代施設園芸団地基盤整備事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

概算払請求額

円 (内訳は、別紙のとおり)



平成 第 年 月 日

高知県知事 尾崎 正直 様

補助事業者

住所

氏名

印

平成 年度 次世代施設園芸団地基盤整備事業費補助金遂行状況報告及び概算払請求書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で(変更)交付の決定通知がありました次世代施設園芸団地基盤整備事業費補助金について、年度内事業遂行状況を別紙のとおり報告します。  
なお、年度内予定事業遂行のため必要がありますので、次世代施設園芸団地基盤整備事業費補助金交付要綱第12条第3号の規定に基づき、補助金未受領額中 円を概算払によって交付されるよう請求します。

上記で報告のありました遂行状況について検査を行い、その内容が適切であることを確認しましたので、報告します。

平成 年 月 日

高知県知事 様

農業振興センター所長 印

(又は 農業基盤課長 印)





平成 第 年 月 日

高知県知事 尾崎 正直 様

補助事業者

住所

氏名

印

平成 年度 次世代施設園芸団地基盤整備事業費補助金繰越承認申請書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました次世代施設園芸団地基盤整備事業費補助金は、平成 年度内にこれを完成させることが困難になりましたので、次世代施設園芸団地基盤整備事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により下記のとおり当該事業費の一部を翌年度に繰り越して事業を実施したく申請します。

記

1 繰越内容

2 繰越理由

3 事業完了予定年月日 平成 年 月 日







契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

[ 補助事業者 様

所 在 地

商号又は名

印

氏 名

当社は、[ 補助事業者 ]発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載してください。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいいます。ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局を、沖縄にあっては内閣府沖縄総合事務局を含みます。
- 3 「指名停止の措置等」には、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたものであって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関又は地方公共団体から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令を含みます。
- なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではありません。